

附帯決議（案）

災害廃棄物の広域処理に関する予算執行にあたっては、

- ①市民・事業者等への納得のいく十分な説明をすること
- ②夢洲周辺の海域に関連する漁業従事者への説明をすること
- ③安全性を確認するための検証を重ね、結果を公表すること
- ④細野環境大臣から指摘のあった有害物質（ヒ素・六価クロム・アスベスト・水銀等）を含む災害廃棄物については、事前に検査し、産業廃棄物として適切に処理すること

以上の項目について履行するとともに、安全性が確認できるまでは、試験焼却及び本格受け入れは行わないこと。